

## 資料2

### PCB廃棄物等に係る現行制度の概要

#### (1) 廃棄物処理法におけるPCBに係る規定

##### ① 特別管理廃棄物の指定

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを「特別管理廃棄物」として政令で指定し、一般の廃棄物とは異なる処理基準及び専門の処理業者により行うことを規定している。
- PCBについては、難分解性の性状を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、廃PCB等（廃PCB及びPCBを含む廃油）、PCB汚染物（PCBが付着した金属、プラスチック等）、PCB処理物（廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処分したもの）が特別管理産業廃棄物として指定されている。

##### ② PCBを含む廃棄物の処理基準

- 廃PCB等又はPCB汚染物の処理基準として、高温（1,100度）で焼却する方法又は環境大臣が定める方法により行うこととされている。
- 環境大臣が定める方法としては、廃PCB等に含まれるPCBを化学的に分解する方法、PCB汚染物に付着等しているPCBを洗浄又は分離により除去する方法が定められている。
- 廃PCB等又はPCB汚染物の分解施設又は焼却施設、PCB汚染物の洗浄施設又は分離施設については、廃棄物処理施設として構造・維持管理基準が定められており、施設の設置に当たっては都道府県知事の許可が必要となっている。

#### (2) PCB特別措置法における規定

##### ① PCB廃棄物の指定

- PCB特別措置法においては、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェ

ニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となつたものを「P C B 廃棄物」として指定し、事業者に対して保管等の届出、期限内の処分を義務付けている。

## ② 処理期限

- P C B 特別措置法においては、P C B 廃棄物の処理の体制の整備の状況等を勘案して、P C B 廃棄物を政令で定める期間（平成28年7月）までに処理しなければならないとされている。

### P C B 特別措置法

第10条 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

### P C B 特別措置法施行令

第3条 法第10条の政令で定める期間は、法の施行の日から起算して15年とする。

## (3) P C B を含む廃棄物に関する判定基準

- P C B を含む廃棄物を処理した後の処理物については、高濃度のP C B を含む廃棄物（P C B 濃度として数十%のもの）を化学処理した後に生ずる処理済油中のP C B 濃度が0.5ppm以下であれば「P C B 廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」に該当しないとの規定がなされている。
- 処理済油中のP C B 濃度0.5ppmについては、平成9年に環境庁が検討を行った際、2ppmを処理目標値として設定した場合、処理施設周辺の環境の安全性は確保されるものと考えられるが、一層の安全率を見込んだ低いレベルで処理目標値を設定することがより望ましいとの考え方から、化学処理を行った際の処理目標値として示されたものである。
- なお、処理前のトランクに封入された絶縁油中のP C B 濃度が0.5ppm以下であるときは、当該トランクは「特別管理産業廃棄物」及び「P C B 廃棄物」に該当しないものであるとして取り扱っているところである。

#### (4) POPs 条約における処理期限

- 平成16年5月に発効した POPs 条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）においては、PCBについて、2025年（平成37年）までに使用停止に努めること、2028年（平成40年）までに処理するよう確固たる努力を払うことが規定されている。

POPs 条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）

附属書A 第2部

締約国は次のことを行う。

- (a) 機器（例えば、トランス、コンデンサ又は液体を含有する他の容器）内におけるポリ塩化ビフェニルの使用を、締約国会議が検討することを条件として、2025年までに廃絶することに関し、次の優先度に従って措置をとること。
  - (i) 10%を超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が5リットルを超える機器を特定し、ラベル等により表示し及び当該機器の流通を中止するよう確固たる努力を払うこと。
  - (ii) 0.05%を超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が5リットルを超える機器を特定し、ラベル等により表示し及び当該機器の流通を中止するよう確固たる努力を払うこと。
  - (iii) 0.005%を超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が0.05リットルを超える機器を特定し及び当該機器の流通を中止するよう努めること。
- (e) 第6条1の規定に従い、0.005%を超えるポリ塩化ビフェニルを含有する液体及び0.005%を超えるポリ塩化ビフェニルで汚染された機器について、できる限り速やかに、締約国会議が検討することを条件として、遅くとも2028年までに廃棄物の環境上適正な管理を行うことを目的とした確固たる努力を払うこと。

## (5) PCBとダイオキシン類の環境基準等

○ PCBに係る環境基準等については、暫定的人体許容摂取量をもとに、排ガスの暫定排出許容限界、水質汚濁に係る環境基準、排水基準、土壤の汚染に係る環境基準などが設定されている。

また、PCBには、ダイオキシン類であるコプラナーPCBが含まれていることから、PCB及びダイオキシン類に係る環境基準等を整理すると下表のとおりである。

PCBに係る環境基準等

暫定的人体摂取許容量	5 $\mu$ g/kg/日
PCB等の焼却施設から排出される排ガス中のPCB暫定排出許容限界	平均0.15mg/m <sup>3</sup> 以下 (液状のPCB等の場合 平均0.1mg/m <sup>3</sup> 以下)
大気の暫定環境濃度	0.5 $\mu$ g/m <sup>3</sup>
排水基準	0.003mg/L
水質汚濁に係る環境基準	検出されないこと(0.0005mg/L)
底質の暫定除去基準	10ppm(底質の乾燥重量当たり)
土壤の汚染に係る環境基準	検液中に検出されないこと (0.0005mg/L)
作業環境評価基準	0.1mg/m <sup>3</sup>

ダイオキシンに係る環境基準等

耐容一日摂取量	4 pg/kg/日
大気排出基準 (廃棄物焼却炉4t/h以上)	0.1ng/m <sup>3</sup>
大気の汚染に係る環境基準	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup>
水質排出基準	10pg-TEQ/L
水質の汚濁に係る環境基準	1 pg-TEQ/L
水底の底質の汚染に係る環境基準	150pg-TEQ/g
土壤の汚染に係る環境基準	1,000pg-TEQ/g
作業環境における管理すべき濃度基準	2.5pg-TEQ/m <sup>3</sup>

7. 高アルカリ地下水および  
平成18年度周縁地下水モニタリング調査結果について

## R D最終処分場追加調査における高アルカリ地下水の検出について

平成19年6月1日  
最終処分場特別対策室

栗東市小野のR D最終処分場においてボーリング調査実施したところ、地下水から高アルカリ水が検出されました。

影響が予測される周辺の井戸所有者には、飲用されないようお知らせしています。

### 記

#### 1 追加調査の内容等

R D最終処分場の周辺の水質・地質状況等を調査するため、5月8日から4カ所のボーリングを行い、5月29日から順次採水を始め、現地調査を行っています。

#### 2 高アルカリ水の検出状況

観測井戸番号	井戸深	ストレーナ位置	5月29日		5月31日		6月1日	
			区間(標高)	pH	電気伝導率	pH	電気伝導率	pH
			(m)	(m)	(mS/m)		(mS/m)	
4-1	36	136.27	-	-	11.6	154	11.4	53
		118.27						
4-2	31	129.63	8.3	21	-	-	-	-
		124.13						
1-1	25	135.93	8.0	28	-	-	-	-
		120.93						
3-1	31	128.52	7.6	174	-	-	-	-
		117.52						

#### 3 4-1の高アルカリ水の水質分析

分析については、当初予定していた項目に11項目を追加して実施し、6月中旬までに検査結果が出る予定（ただし、ダイオキシン類については7月初旬の予定）です。分析結果は公表します。

##### （当初予定項目）

pH、COD、SS、電気伝導率、カドミウム、鉛、ヒ素、総水銀、フッ素、ホウ素、シスー1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、PCB、ダイオキシン類

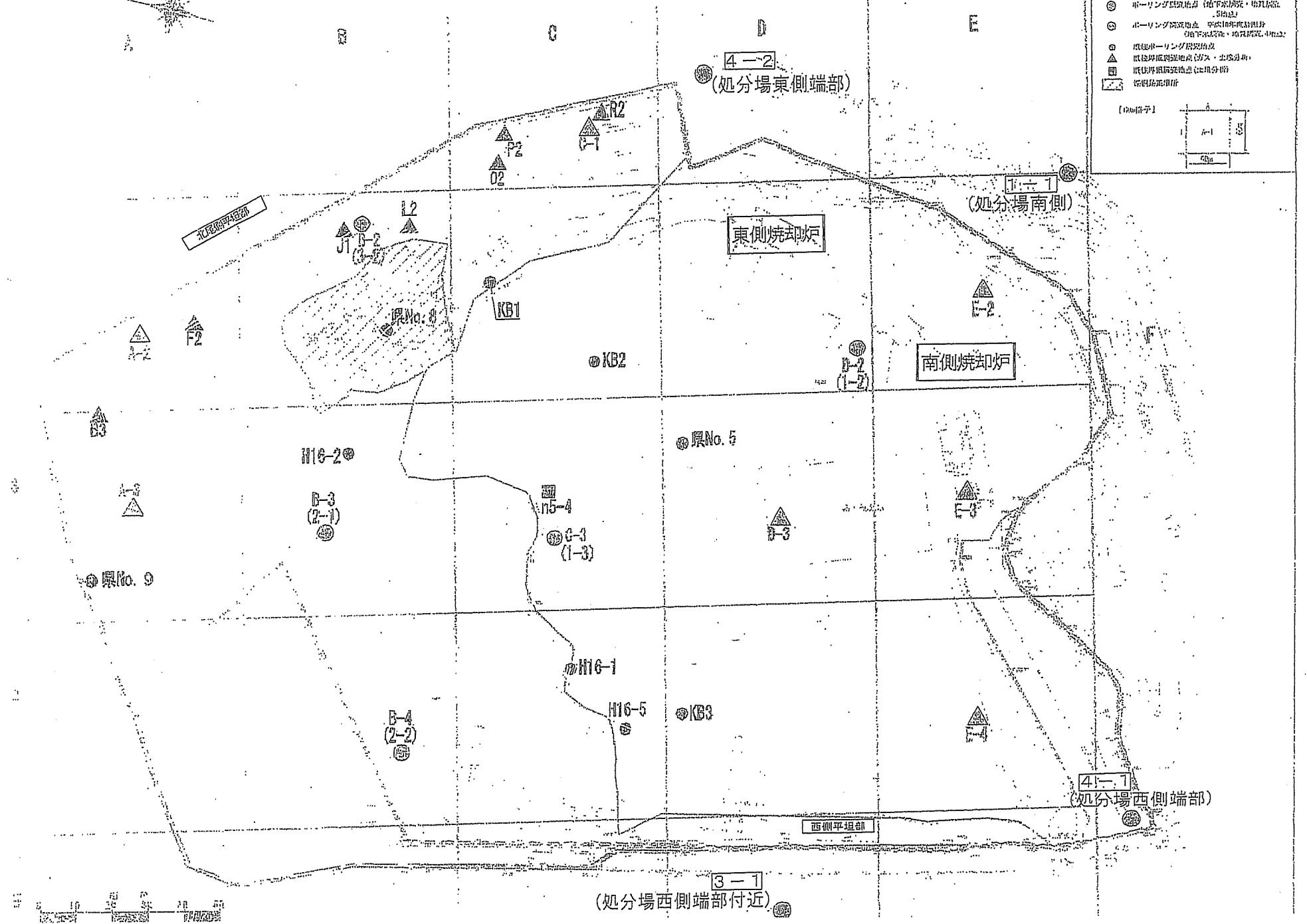
##### （追加項目）

ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム、塩素イオン、硫酸イオン、ヒドロ炭酸イオン、硝酸イオン、亜硝酸イオン、アンモニアイオン、リン酸イオン

4 周辺井戸の状況（処分場観測井戸4-1から南東約200m・約300m）

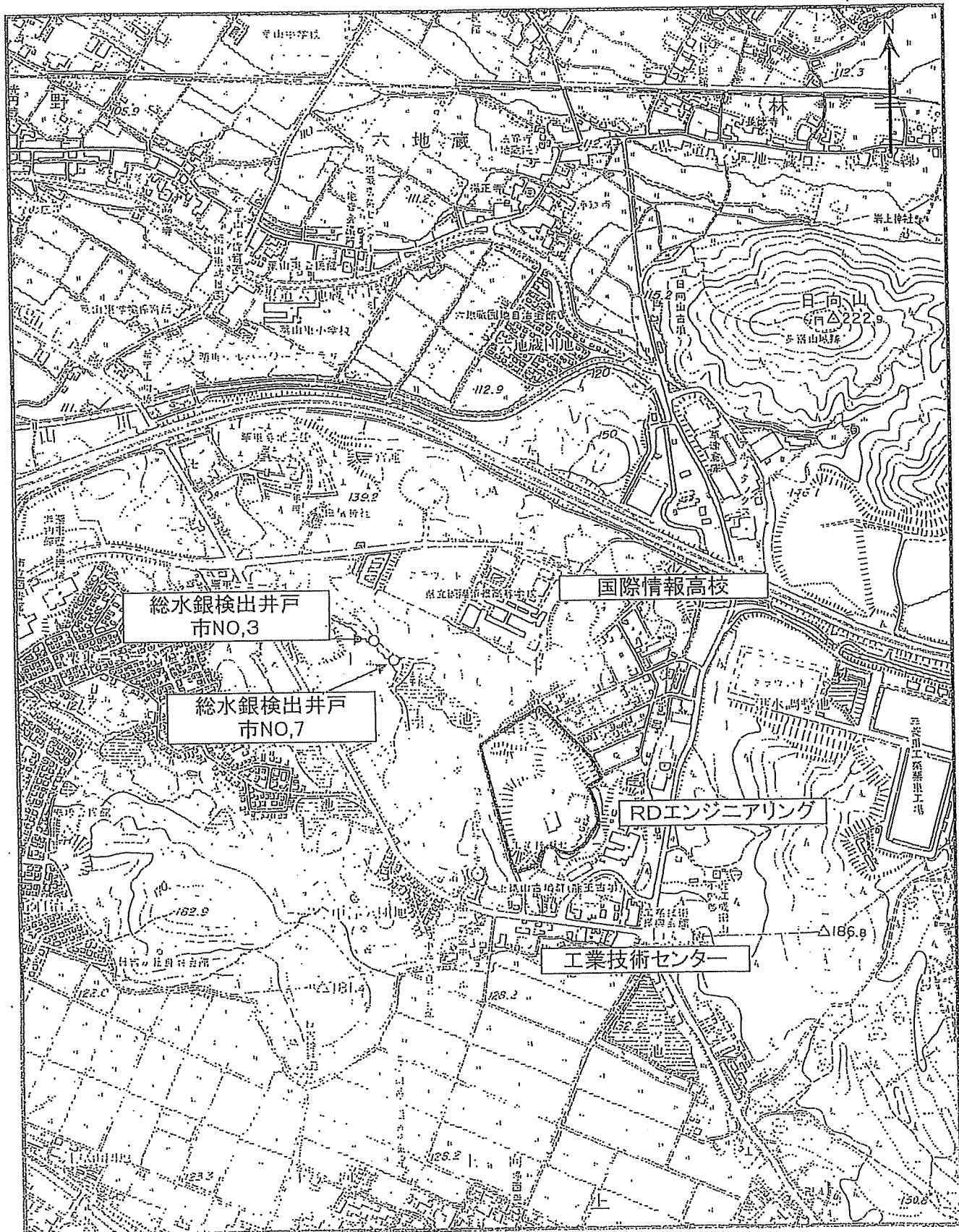
区分	深さ	pH	電気伝導率
家庭用	8m	8.5	10mS/m
農業用	100m	7.6	15mS/m

R D 最終処分場調査計画平面図 S=1:500



## 位 置

縮尺: 1:10,000



# 資料提供

(県政・湖南同時)

提供年月日：平成19年(2007年)5月30日

部局名：琵琶湖環境部

所属名：最終処分場特別対策室

担当者名：卯田 千秋

内線：3671

電話：077-528-3671

E-mail：df0001@pref.shiga.lg.jp

## 平成18年度のアール・ディエンジニアリング最終処分場 周縁地下水等調査結果について

栗東市小野のアール・ディエンジニアリング最終処分場について、周辺環境への影響を把握するため、当該処分場の周縁地下水等モニタリング調査を行っているところですが、平成18年度に実施しました調査の結果は、以下のとおりでしたのでお知らせします。

なお、モニタリング調査は、今後も継続していくこととしており、調査結果は、「R D最終処分場問題対策委員会」に報告し、地下水汚染対策等の必要な検討を行うこととしています。

### 記

1. 調査日 平成18年7月6日、9月27日、12月20日、平成19年3月20日

- 平成18年度周縁地下水等調査について  
周縁地下水：四半期毎に1回の計4回実施  
場内浸透水：年1回(H18.9に実施済み)  
浸出水処理施設：四半期毎に1回の計4回実施  
(12月分は調査実施せず、結果計3回)

(※7月6日、9月27日、12月20日の調査結果は、その都度資料提供しています。)

2. 調査実施者 滋賀県 琵琶湖環境部 最終処分場特別対策室

3. 調査地点 (別添位置図参照)

- 周縁地下水 … 4地点 (No. 1、No. 2、No. 3、No. 9)  
場内浸透水 … 4地点 (No. 6、No. 8、H16-No. 5、H16-No. 6)  
浸出水処理施設 … 1施設 (処理原水および処理水について実施)

4. 調査項目 周縁地下水 … BOD等の一般項目の他、有害物質24項目  
場内浸透水 … BOD等の一般項目の他、有害物質9項目  
浸出水処理施設 … BOD等の一般項目の他、有害物質24項目 (2回)  
BOD等の一般項目の他、有害物質9項目 (1回)

## 5. 調査結果

### (1) 周縁地下水 (No. 1、No. 2、No. 3、No. 9)

年4回、BOD等の一般項目の他、有害物質24項目について調査を実施した。

#### ・ No. 1井戸

シスー1,2-ジクロロエチレンが0.086mg/lから0.15mg/l検出され、廃棄物処理法に定める安定型最終処分場の周縁地下水の基準値（以下「周縁地下水の基準値」という。）(0.04mg/l)を超えた。

また、ほう素は1.1mg/lから1.4mg/l検出され、地下水の環境基準値(1.0mg/l)を超えた。  
その他の項目については基準値を超えるものはなかった。

#### ・ No. 2井戸

ひ素が、平成19年3月を除いて、0.011mg/lから0.012mg/l検出され、周縁地下水の基準値(0.01mg/l)を超えた。

その他の項目については基準値を超えるものはなかった。

#### ・ No. 3井戸

ダイオキシン類が1.0pg-TEQ/lから2.3pg-TEQ/l検出され、3月を除いて周縁地下水の基準値(1.0pg-TEQ/l)を超えた。なお、濁りの影響を取り除くために、1μmフィルターでろ過した試料を分析したところ、いずれの値も0.033pg-TEQ/lから0.15pg-TEQ/lと基準値を下回った。

また、pHは5.1から6.0と、やや酸性を示すことがあった。

その他の項目については基準値を超えるものはなかった。

#### ・ No. 9井戸

鉛が、平成18年7月を除いて、0.010mg/lおよび0.018mg/l検出され、周縁地下水の基準値(0.01mg/l)を超えた。なお、3月の調査で鉛が0.01mg/l検出された試料（浮遊物質濃度65mg/l）を、1μmフィルターでろ過したものを作成したところ、不検出となり、検出された原因は浮遊物質による影響と推測される。

また、ほう素が1.0mg/lから1.3mg/l、ひ素が0.009mg/lから0.011mg/l検出され、地下水の基準値および周縁地下水の基準値（ほう素1.0mg/l、ひ素0.01mg/l）を超えることがあった。

その他の項目については基準値を超えるものはなかった。

### (2) 場内浸透水 (No. 6、No. 8、H16-No. 5、H16-No. 6)

平成18年9月にBOD等の一般項目の他、有害物質9項目について調査を実施した。

・No. 6 井戸

ほう素が2.4mg/l検出され、地下水の環境基準値(1.0mg/l)を超えた。

その他の項目については基準値を超えるものはなかった。

・No. 8 井戸

化学的酸素要求量(COD)が44mg/lであり、安定型最終処分場の浸透水の維持管理基準値(40mg/l)を超えた。

また、ほう素が5.0mg/l検出され、地下水の環境基準値(1.0mg/l)を超えた。

その他の項目については基準値を超えるものはなかった。

・H16-No. 5 井戸

化学的酸素要求量(COD)が69mg/l、鉛は0.057mg/l検出され、それぞれ安定型最終処分場の浸透水の維持管理基準値(COD40mg/l、鉛0.01mg/l)を超えた。

また、ほう素が3.8mg/l、ふつ素は0.81mg/l検出され、それぞれ地下水の環境基準値(ほう素1.0mg/l、ふつ素0.8mg/l)を超えた。

その他の項目については基準値を超えるものはなかった。

・H16-No. 6 井戸

ほう素が1.5mg/lであり、地下水の環境基準値(1.0mg/l)を超えた。

その他の項目については基準値を超えるものはなかった。

(3) 浸出水処理施設

BOD等の一般項目の他、有害物質24項目を年2回、9項目を年1回の合計3回調査を実施した。

処理水から、9月にダイオキシン類が1.5pg-TEQ/l検出され、安定型最終処分場の浸透水の維持管理基準値(1.0pg-TEQ/l)を超えていた。このため原因を調査したところ、当該施設のろ過装置を洗浄するために水の流れを切り替える電磁弁の故障が判明した。修理後の2月の臨時調査(処理水:0.34pg-TEQ/l)および3月の調査結果において基準値を超えることがないことを確認したため、従来どおり機器の保守管理の一環として稼働をさせながら、状況を注視したい。

その他の項目については基準値を超えているものはなかった。

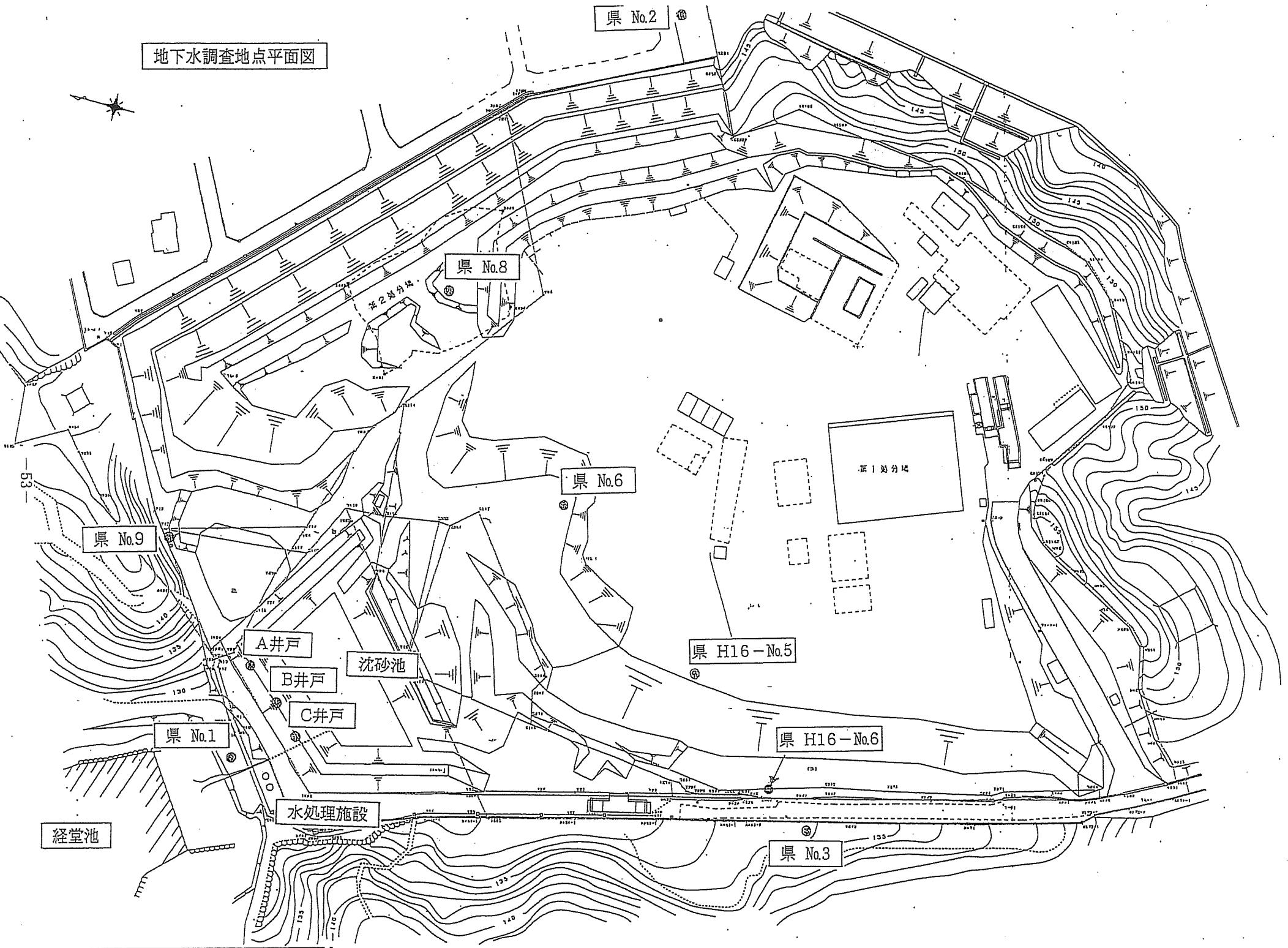
【参考】栗東市調査結果との比較について

なお、上記のNo.1井戸で3月に栗東市が調査した結果は、シス-1,2-ジクロロエチレンが0.081mg/l検出され、今回の調査と同様に周縁地下水の基準値を超えている。

また、処分場北側の経堂池下流にある市観測井戸において、3月、4月、5月に実施された市の調査で、総水銀が環境基準値を超える高濃度で検出されているが、処分場の周縁および場内の県観測井戸では、総水銀は検出されていない。

これらの原因究明については、市と連携しながら、調査結果等をRD最終処分場問題対策委員会に報告し、この問題の検討を行っていきます。

地下水調査地点平面図



平成18年度 R D 産廃最終処分場 周縁地下水等調査結果

調査地点	周縁地下水				周縁地下水				安定期最終処分場の周縁地下水の基準	地下水環境基準
	N.O. 1		N.O. 2							
採取日	H18.7.26	H18.9.27	H18.12.20	H19.3.20	H18.7.26	H18.9.27	H18.12.20	H19.3.20		
現場測定項目										
気温 (°C)	23.0	23.0	10.0	11.0	23.5	26.0	7.0	6.5		
水温 (°C)	17.6	22.0	20.5	19.6	17.5	18.1	15.1	13.5		
採水水深 (m) (GLより)	10.30	10.30	10.30	10.30	15.00	15.00	15.05	15.05		
分析結果										
	全量分析	全量分析	全量分析	全量分析	全量分析	全量分析	全量分析	全量分析		
p H	6.3	6.3	6.3	6.2	7.3	7.4	7.2	7.3		
BOD (mg/l)	0.0	3.0	3.0	5.5	3.2	1.0	1.4	2.2		
COD (mg/l)	20	26	26	25	3.5	2.8	2.1	2.3		
SS (mg/l)	33	27	43	74	9.8	5.2	11	7.3		
亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素 (mg/l)	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	0.03	0.02	0.03	0.05	—	10mg/l
カドミウム (mg/l)	0.002	<0.001	0.003	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01mg/l	0.01mg/l
鉛 (mg/l)	0.006	<0.005	0.006	<0.005	0.006	<0.005	<0.005	0.005	0.01mg/l	0.01mg/l
六価クロム (mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05mg/l	0.05mg/l
ほう素 (mg/l)					<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	1.0mg/l
シアン (mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと	検出されないこと
ふつ素 (mg/l)	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.13	0.16	0.16	0.15	—	0.8mg/l
ハネ (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/l	0.01mg/l
セレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/l	0.01mg/l
鉛水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと
アルキル水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと
PCB (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと
トリクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03mg/l	0.03mg/l
テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/l	0.01mg/l
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	1mg/l	1mg/l
四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/l	0.002mg/l
ジクロロメタン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/l	0.02mg/l
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/l	0.004mg/l
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/l	0.006mg/l
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/l	0.02mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.009	<0.010	<0.009	<0.009	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/l	0.04mg/l
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/l	0.002mg/l
ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/l	0.01mg/l
ダイオキシン類 (ng-TEQ/l)	0.33	0.25	0.38	0.57	0.050	0.043	0.073	0.054	1.0pg-TEQ/l	1.0pg-TEQ/l
(参考) EC (mS/m)	167	176	178	170	16.0	15.0	18.3	15.5	—	—

\* pg : mg の十億分の 1 (1 pg = 1,000,000,000 分の 1 mg)  
 \* TEQ : 毒性等量であることをいう。ダイオキシン類には多くの異性体が存在しており、その毒性は、異なる。このため、混合しているダイオキシン類の毒性の強さを評価する上で、最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD(テトラクロロ

ジベンゾール)に換算した数値。

\* 全量分析：試料をろ過せずに全量を分析。

\* 粗液分析：HD-3 のダイオキシン類および HD-9 の鉛については、参考として、ろ液分析用に採水した液を 1 μm フィルターによりろ過を行い、そのろ液を分析。

平成18年度 R D産廃最終処分場 周縁地下水等調査結果

調査地点	周縁地下水						周縁地下水						安定型最終処分場の 周縁地下水の基準	地下水環境基準
	N.O. 3						N.O. 9							
採取日	H18.7.6	H18.9.27	H18.12.20	H19.3.20	H18.7.6	H18.9.27	H18.12.20	H19.3.20						
現場測定項目														
気温 (°C)	22.2		20.6		7.5		8.3		23.0	24.1	8.0		12.0	
水温 (°C)			26.0		22.2		22.4		21.3	23.4	20.4		21.0	
採水深度 (m) (GLより)	14.37		14.37		14.37		14.37		21.20	21.20	21.20		21.20	
分析結果														
	全量分析	ろ液分析	全量分析	ろ液分析	全量分析	ろ液分析	全量分析	ろ液分析	全量分析	全量分析	全量分析	全量分析	ろ液分析	
pH	5.1		6.0		6.0		5.9		7	6.8	6.8			
BOD (mg/l)	<0.5		<0.5		0.6		0.8		1	1.7	1.9			
COD (mg/l)	2.4		1.8		0.6		1.5		11	21	14		17	
SS (mg/l)	80		74		85		76		140	550	87		65	
亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素 (mg/l)	0.27		0.22		0.25		0.26		<0.01	<0.01	<0.01		0.95	
カドミウム (mg/l)	<0.001		<0.001		<0.001		<0.001		<0.001	<0.001	<0.001		KO.001	0.01mg/l 0.01mg/l
鉛 (mg/l)	<0.005		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005	<0.005	<0.005		KO.005	0.01mg/l 0.01mg/l
六価クロム (mg/l)	<0.02		<0.02		<0.02		KO.02		<0.02	<0.02	<0.02		KO.02	0.05mg/l 0.05mg/l
ほう素 (mg/l)	<0.1		<0.1		<0.1		<0.1		1.0	1.0	1.0		1.0	— 1.0mg/l
シアン (mg/l)	<0.1		<0.1		<0.1		<0.1		<0.1	<0.1	<0.1		<0.1	検出されないこと 検出されないこと
ふつ茶 (mg/l)	<0.08		<0.08		<0.08		<0.08		0.13	0.13	0.14		<0.13	— 0.8mg/l
ひ茶 (mg/l)	<0.005		<0.005		<0.005		<0.005			0.009	0.009		0.001	0.01mg/l 0.01mg/l
セレン (mg/l)	<0.002		<0.002		<0.002		<0.002		<0.002	<0.002	<0.002		KO.002	0.01mg/l 0.01mg/l
銅水鉛 (mg/l)	<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005		KO.0005	0.0005mg/l 0.0005mg/l
アルキル水銀 (mg/l)	<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005		KO.0005	検出されないこと 検出されないこと
PCB (mg/l)	<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005		KO.0005	検出されないこと 検出されないこと
トリクロロエチレン (mg/l)	<0.002		<0.002		<0.002		<0.002		<0.002	<0.002	<0.002		KO.002	0.03mg/l 0.03mg/l
テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005		KO.0005	0.01mg/l 0.01mg/l
1,1,1-トリクロロエタノン (mg/l)	<0.002		<0.002		<0.002		<0.002		<0.002	<0.002	<0.002		KO.002	1mg/l 1mg/l
四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002		KO.0002	0.002mg/l 0.002mg/l
ジクロロメタン (mg/l)	<0.002		<0.002		<0.002		<0.002		<0.002	<0.002	<0.002		KO.002	0.02mg/l 0.02mg/l
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004		<0.0004		<0.0004		<0.0004		<0.0004	<0.0004	<0.0004		KO.0004	0.004mg/l 0.004mg/l
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006		<0.0006		<0.0006		<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006		KO.0006	0.006mg/l 0.006mg/l
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002		<0.002		<0.002		<0.002		<0.002	<0.002	<0.002		KO.002	0.02mg/l 0.02mg/l
ジクロロエチレン (mg/l)	<0.004		<0.004		<0.004		<0.004		<0.004	<0.004	<0.004		KO.004	0.04mg/l 0.04mg/l
1,3-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002		KO.0002	0.002mg/l 0.002mg/l
ベンゼン (mg/l)	<0.001		<0.001		<0.001		<0.001		<0.001	<0.001	<0.001		KO.001	0.01mg/l 0.01mg/l
ダイオキシン類 (mg-TEQ/l)	0.150		0.033		0.040		0.040		0.99	0.54	0.26		0.09	1.0pg-TEQ/l 1.0pg-TEQ/l
(参考) EC (mS/m)	8.1		6.8		7.9		11.5		207	215	198		230	— —

\* P : mg十億分の1 ( $1 \text{ pg} = 1,000,000,000 \text{ 分の } 1 \text{ mg}$ )

\* TEQ : 毒性等量であることをいう。ダイオキシン類には多くの異性体が存在しており、その毒性は、異なっている。このため、混合しているダイオキシン類の毒性の強さを評価する上で、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD(テトラクロロベンゾダイオキシン)に換算した数値。

\* 全量分析：試料をろ過せずに全量を分析。

\* ろ液分析：N.O. 3のダイオキシン類およびN.O. 9の鉛については、参考として、ろ液分析用に採水した溶液を1 μmフィルターによりろ過を行い、そのろ液を分析。

平成18年度 R D産廃最終処分場 周縁地下水等調査結果

調査地点	場内浸透水				検定型品種管井の下水環境基準	地下水環境基準
	NO. 6	NO. 8	H16-NO. 5	H16-NO. 6		
採取日			H18.9.27			
現場測定項目						
気温 (°C)	25.0	22.4	21.0	19.2		
水温 (°C)	28.1	25.3	37.3	22.0		
採水水深 (m) (GLより)	18.87	11.00	21.43	0.67		
分析結果						
	全量分析	全量分析	全量分析	全量分析		
pH	7.5	7.1	7.5	7.3		
BOD (mg/l)	4.4	12.0	7.4	2.7	20	
COD (mg/l)	21	44	69	13	40	
SS (mg/l)	15	49	200	10		
亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	—	—	—	10mg/l
カドミウム (mg/l)	—	—	—	—	0.01mg/l	0.01mg/l
鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005	0.05	<0.005	0.01mg/l	0.01mg/l
六価クロム (mg/l)	—	—	—	—	0.05mg/l	0.05mg/l
ほう素 (mg/l)	0.4	0.70	0.38	0.15	—	1.0mg/l
シアン (mg/l)	—	—	—	—	検出されないこと	検出されないこと
ふつ素 (mg/l)	0.75	0.66	0.61	0.43	—	0.8mg/l
ひ素 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/l	0.01mg/l
セレン (mg/l)	—	—	—	—	0.01mg/l	0.01mg/l
総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/l	0.0005mg/l
アルキル水銀 (mg/l)	—	—	—	—	検出されないこと	検出されないこと
PCB (mg/l)	—	—	—	—	検出されないこと	検出されないこと
トリクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03mg/l	0.03mg/l
テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/l	0.01mg/l
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	—	—	—	—	1mg/l	1mg/l
四塩化炭素 (mg/l)	—	—	—	—	0.002mg/l	0.002mg/l
ジクロロメタン (mg/l)	—	—	—	—	0.02mg/l	0.02mg/l
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	—	—	—	—	0.004mg/l	0.004mg/l
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	—	—	—	—	0.006mg/l	0.006mg/l
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	—	—	—	—	0.02mg/l	0.02mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/l	0.04mg/l
1,3-ジクロロブロベン (mg/l)	—	—	—	—	0.002mg/l	0.002mg/l
ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.01mg/l	0.01mg/l
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	—	—	—	—	1.0pg-TEQ/l	1.0pg-TEQ/l
(参考) EC (mS/m)	319	462	212	187	—	—

※ 全量分析：試料をろ過せずに全量を分析。

平成18年度 R D産廃最終処分場 周縁地下水等調査結果

調査地点	浸出水処理施設								* 处理水質の基準値等
	原水	処理水	原水	処理水	原水	処理水	原水	処理水	
採取日	H18.5.21	H18.5.21	H18.5.21	H18.5.21	H18.5.21	H18.5.21	H19.3.20	H19.3.20	
現場測定項目					不具合により、調査を実施せず				
気温 (°C)	27.0	28.0	25.0	23.0	—	—	6.0	9.0	
水温 (°C)	20.3	27.1	23.4	24.0	—	—	16.1	11.6	
採水水深 (m) (GLより)	—	—	—	—	—	—			
	分析結果		分析結果		分析結果		分析結果		
	全量分析	全量分析	全量分析	全量分析	全量分析	全量分析	全量分析	全量分析	
pH	8.8	7.0	8.7	7.0	—	—	9.1	7.2	—
BOD (mg/l)	9.5	1.0	5.6	3.8	—	—	6.1	3.7	20
COD (mg/l)	46	9.1	40	15	—	—	46	24	40
SS (mg/l)	1.4	1.4	<1.0	1.0	—	—	<1.0	1.4	—
亜硝酸性窒素及び									
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	<0.01	1.27	—	—	<0.01	0.86	—
カドミウム (mg/l)	—	—	<0.001	<0.001	—	—	<0.001	<0.001	0.01mg/l
鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	<0.005	<0.005	0.01mg/l
六価クロム (mg/l)	—	—	<0.02	<0.02	—	—	<0.02	<0.02	0.05mg/l
ほう素 (mg/l)	2.0	1.3	2.2	1.4	—	—	1.7	1.1	—
シアン (mg/l)	—	—	<0.1	<0.1	—	—	<0.1	<0.1	検出されないこと
ふつ素 (mg/l)	0.43	0.14	0.45	0.27	—	—	0.40	0.24	—
ひ素 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	—	—	<0.012	0.005	0.01mg/l
セレン (mg/l)	—	—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	<0.002	0.01mg/l
総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/l
アルキル水銀 (mg/l)	—	—	<0.0005	<0.0005	—	—	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
P.C.B. (mg/l)	—	—	<0.0005	<0.0005	—	—	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
トリクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	<0.002	0.03mg/l
テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	<0.0005	<0.0005	0.01mg/l
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	—	—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	<0.002	1mg/l
四塩化炭素 (mg/l)	—	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	0.002mg/l
ジクロロメタン (mg/l)	—	—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	<0.002	0.02mg/l
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	—	—	<0.0004	<0.0004	—	—	<0.0004	<0.0004	0.004mg/l
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	—	—	<0.0006	<0.0006	—	—	<0.0006	<0.0006	0.006mg/l
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	—	—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	<0.002	0.02mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	—	—	<0.004	<0.004	0.04mg/l
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	—	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	0.002mg/l
ベンゼン (mg/l)	0.003	<0.001	0.004	<0.001	—	—	0.005	<0.001	0.01mg/l
ダイオキシン類 (pp-TEQ/l)	—	—	—	—	—	—	0.073	0.033	1.0pg-TEQ/l
(参考) E.C. (mg/m)	230	148	228	206	—	—	199	145	—

\* 全量分析：試料をろ過せずに全量を分析。  
\* 处理水質の基準値等は安定型最終処分場の浸透水の維持管理基準とし、ダイオキシン類については安定型最終処分場の周縁地下水の基準とした。